

京都府公報

号外 第39号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

条 例	ページ		
○京都府府税条例の一部を改正する条例	(税務課)	3	
○京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例	(循環型社会推進課)	〃	
○京都府立自然公園条例の一部を改正する条例	(自然環境保全課)	〃	
○京都府立植物園条例の一部を改正する条例	(文化施設政策監)	4	
○京都府立文化芸術会館条例の一部を改正する条例	(文化政策室)	〃	
○京都府立ゼミナルハウス条例の一部を改正する条例	(〃)	〃	
○京都府立府民ホール条例の一部を改正する条例	(〃)	6	
○京都府立堂本印象美術館条例の一部を改正する条例	(〃)	〃	
○京都府立陶板名画の庭条例の一部を改正する条例	(〃)	〃	
○京都府立京都学・歴彩館条例の一部を改正する条例	(〃)	〃	
○京都府立体育館条例の一部を改正する条例	(スポーツ振興課)	7	
○京都府立京都スタジアム条例の一部を改正する条例	(〃)	9	
○京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例の一部を改正する条例	(生活衛生課)	12	
○動物の飼養管理と愛護に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	〃	
○興行場の設置場所の基準等に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	〃	
○化製場等の構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	〃	
○公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	13	
○食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	〃	
○理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	〃	
○美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	〃	
○京都府衛生検査等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(健康福祉総務課)	14	
○京都府立総合社会福祉会館条例の一部を改正する条例	(〃)	〃	
○京都府立心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例	(障害者支援課)	15	
○京都府立舞鶴こども療育センター条例の一部を改正する条例	(〃)	〃	
○京都府精神保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例	(〃)	〃	
○京都府立こども発達支援センター条例の一部を改正する条例	(〃)	〃	
○京都府立青少年海洋センター条例の一部を改正する条例	(家庭・青少年支援課)	〃	
○京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例の一部を改正する条例	(医療課)	16	
○京都府立勤労者福祉会館条例の一部を改正する条例	(労働政策室)	17	
○京都府立けいはんなホール条例の一部を改正する条例	(文化学術研究都市推進課)	18	
○京都府種畜種付け手数料徴収条例の一部を改正する条例	(流通・ブランド戦略課)	19	
○京都府家畜種雄検査及び検査手数料条例の一部を改正する条例	(畜産課)	〃	
○家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例	(〃)	〃	
○京都府立府民の森条例の一部を改正する条例	(森の保全推進課)	〃	
○京都府屋外広告物条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	〃	
○京都府立都市公園条例の一部を改正する条例	(〃)	20	
○京都府立府民スポーツ広場条例の一部を改正する条例	(〃)	23	
○浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	(下水道政策課)	〃	
○京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例の一部を改正する条例	(港湾企画課)	〃	
○京都府立少年自然の家条例の一部を改正する条例	(教育庁社会教育課)	24	
○京都府立郷土資料館条例の一部を改正する条例	(教育庁文化財保護課)	25	

本号で公布された条例のあらまし

1 改正の理由

最近の社会情勢の変化等を踏まえた受益者負担の適正化を図る等のため、府の施設の使用料及び利用料金並びに府の手数料について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 府の施設の使用料及び利用料金に関する改定等

ア 使用料について

(ア) 使用料の額又はその上限を改めることとした。(関係条例)

(イ) 府の施設の一部について、65歳以上の者(植物園にあっては、各年齢)の区分に係る年間パスポートの使用料を定めることとした。(京都府立植物園条例(昭和35年京都府条例第33号)、京都府立郷土資料館条例(昭和57年京都府条例第18号))

イ 利用料金について

(ア) 指定管理者が管理する府の施設について、指定管理者が設定する利用料金の上限を改めることとした。(関係条例)

(イ) 指定管理者が管理する府の施設の一部について、65歳以上の者の区分に係る年間利用料金を指定管理者が設定することができるよう、その上限を定めることとした。(京都府立都市公園条例(昭和33年京都府条例第16号)、京都府立堂本印象美術館条例(平成3年京都府条例第31号)、京都府立陶板名画の庭条例(平成6年京都府条例第6号))

(2) 府の手数料に関する改定等

ア 手数料の額又はその上限を改めることとした。(関係条例)

イ 衛生検査手数料について、水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第1号)を踏まえた所要の改正を行うこととした。(京都府衛生検査等使用料及び手数料条例(昭和51年京都府条例第39号))

(3) その他所要の規定整備を行うこととした。(関係条例)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日。ただし、(2)については、令和6年12月27日

(2) 準備行為

指定管理者が管理する府の施設について、指定管理者がこの条例の施行前に2の(1)のイの内容に応じた利用料金を設定することができるよう、所要の規定を定めることとした。

(3) 経過措置

その他所要の経過措置を定めることとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

京都府府税条例の一部を改正する条例
 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
 京都府立自然公園条例の一部を改正する条例
 京都府立植物園条例の一部を改正する条例
 京都府立文化芸術会館条例の一部を改正する条例
 京都府立ゼミナールハウス条例の一部を改正する条例

京都府立府民ホール条例の一部を改正する条例
 京都府立堂本印象美術館条例の一部を改正する条例
 京都府立陶板名画の庭条例の一部を改正する条例
 京都府立京都学・歴史館条例の一部を改正する条例
 京都府立体育館条例の一部を改正する条例
 京都府立京都スタジアム条例の一部を改正する条例
 京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例の一部を改正する条例
 動物の飼養管理と愛護に関する条例の一部を改正する条例
 興行場の設置場所の基準等に関する条例の一部を改正する条例
 化製場等の構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例の一部を改正する条例
 食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例
 理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例
 美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例
 京都府衛生検査等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
 京都府立総合社会福祉会館条例の一部を改正する条例
 京都府立心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例
 京都府立舞鶴こども療育センター条例の一部を改正する条例
 京都府精神保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例
 京都府立こども発達支援センター条例の一部を改正する条例
 京都府立青少年海洋センター条例の一部を改正する条例
 京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例の一部を改正する条例
 京都府立勤労者福祉会館条例の一部を改正する条例
 京都府立けいはんなホール条例の一部を改正する条例
 京都府種畜種付け手数料徴収条例の一部を改正する条例
 京都府家畜種雄検査及び検査手数料条例の一部を改正する条例
 家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例
 京都府立府民の森条例の一部を改正する条例
 京都府屋外広告物条例の一部を改正する条例
 京都府立都市公園条例の一部を改正する条例
 京都府立府民スポーツ広場条例の一部を改正する条例
 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
 京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例の一部を改正する条例
 京都府立少年自然の家条例の一部を改正する条例
 京都府立郷土資料館条例の一部を改正する条例

令和6年12月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第43号

京都府府税条例の一部を改正する条例

京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）の一部を次のように改正する。
 第19条第1項中「400円」を「420円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府府税条例第19条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされる交付請求に係る手数料について適用し、同日前にされた交付請求に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第44号

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成21年京都府条例第12号）の一部を次のように改正する。

第33条第1号中「59,160円」を「62,110円」に改め、同条第2号中「34,680円」を「36,410円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第33条の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第45号

京都府立自然公園条例の一部を改正する条例

京都府立自然公園条例（昭和38年京都府条例第25号）の一部を次のように改正する。

第60条第3項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に認めるときは、この限りでない。

別表行商、募金、案内その他これらに類するものの項中「190」を「210」に改め、同表写真の撮影の項中「1,930」を「2,200」に改め、同表映画の撮影の項中「15,300」を「17,440」に改め、同表集会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類するものの開催の項中「12」を「13」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた使用の許可に係る使用料については、この条例による改正後の京都府立自然公園条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

京都府条例第46号

京都府立植物園条例の一部を改正する条例

京都府立植物園条例（昭和35年京都府条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び温室観覧料」を削り、同号の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分	一般の者	65歳以上の者	高校生
入園料	1人1回につき 500円	1人1回につき 250円	1人1回につき 250円
団体（30人以上の団体に限る。）	1人1回につき 400円	1人1回につき 200円	1人1回につき 200円
年間パスポート	1人1年につき 2,000円	1人1年につき 1,000円	1人1年につき 1,000円

第3条第1項第1号の表の備考の2中「入園し、又は温室を観覧する」を「入園する」に改め、同表の備考中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 この表において「年間パスポート」とは、その発行を受けた者に限り、その使用を開始する日から起算して1年間、開園時間中に入園することができる使用券をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発行されたこの条例による改正前の京都府立植物園条例第3条第1項第1号の表に定める定期券（有効期間満了前のものに限る。次項において「旧定期券」という。）及び回数券（未使用の部分に限る。次項において「旧回数券」という。）については、施行日以後も、なお従前の例により使用することができる。

3 前項の規定により旧定期券又は旧回数券を使用する場合における温室の観覧については、令和8年3月31日（旧定期券にあっては、その有効期間満了の日）までの間に限り、なお従前の例による。

4 前2項に定めるもののほか、これらの規定に規定する植物園の入園及び温室の観覧に係る使用料については、なお従前の例による。

京都府条例第47号

京都府立文化芸術会館条例の一部を改正する条例

京都府立文化芸術会館条例（昭和44年京都府条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表基本設備の項中「17,740円」を「20,220円」に、「28,450円」を「32,430円」に、「39,160円」を「44,640円」に、「24,880円」を「28,360円」に、「35,590円」を「40,570円」に、「46,300円」を「52,780円」に、「2,340円」を「2,660円」に、「3,160円」を「3,600円」に、「4,790円」を「5,460円」に、「6,420円」を「7,310円」に、「7,140円」を「8,130円」に、「9,580円」を「10,920円」に、「11,930

円」を「13,600円」に、「19,990円」を「22,780円」に、「16,010円」を「18,250円」に、「11,220円」を「12,790円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の京都府立文化芸術会館条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第48号

京都府立ゼミナールハウス条例の一部を改正する条例

京都府立ゼミナールハウス条例（昭和51年京都府条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表2人以上で1室を利用する場合1人につき1泊の項中「1,830円」を「2,130円」に、「2,750円」を「3,200円」に改め、同表1人で1室を利用する場合1人につき1泊の項中「2,550円」を「2,970円」に、「3,770円」を「4,390円」に改め、別表の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

施設等 使用区分	使用区分		午 前		午 後		夜 間		1 日	
	使用時間		午前 9 時 30 分から 正 午 ま で		午後 1 時 から 午後 4 時 30 分まで		午後 6 時 から 午後 9 時 30 分まで		午後 1 時から午後 9 時 30 分まで及び 翌日午前 9 時 30 分 から正午まで	
	使用 者 区 分		大学の 学 生	一般の者	大学の 学 生	一般の者	大学の 学 生	一般の者	大学の 学 生	一般の者
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
201室		1,780	2,610	2,610	3,680	2,730	4,160	4,760	6,540	
202室		1,780	2,610	2,610	3,680	2,730	4,160	4,760	6,540	
401室		1,780	2,610	2,610	3,680	2,730	4,160	4,760	6,540	
501室		710	940	940	1,190	1,060	1,420	1,650	2,250	
502室		820	1,060	1,060	1,650	1,190	1,780	2,010	2,840	
503室		2,250	3,200	3,200	4,510	3,570	4,990	5,700	7,850	
504室		1,900	2,730	2,730	3,920	3,090	4,160	4,870	6,780	
505室		1,650	2,250	2,250	3,200	2,380	3,570	4,030	5,700	
601室		710	940	940	1,190	1,060	1,420	1,650	2,250	
602室		820	1,060	1,060	1,650	1,190	1,780	2,010	2,840	
603室		2,250	3,200	3,200	4,510	3,570	4,990	5,700	7,850	
604室		1,900	2,730	2,730	3,920	3,090	4,160	4,870	6,780	
605室		2,250	3,200	3,200	4,510	3,570	4,990	5,700	7,850	
1号ゼミナール室		6,890	9,630	9,630	13,440	10,710	15,110	17,250	24,270	
2号ゼミナール室		10,350	14,510	14,510	20,230	15,700	22,130	25,820	36,170	
総合ゼミナール室		15,470	21,540	21,540	30,220	23,670	33,200	39,150	54,160	
附 属 設 備	各附属設備ごとに、1使用時間区分1万円を超えない範囲内において規則で定める額									

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の京都府立ゼミナールハウス条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第49号

京都府立府民ホール条例の一部を改正する条例

京都府立府民ホール条例(昭和63年京都府条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表ホールの項中「29,580」を「36,970」に、「44,880」を「56,100」に、「59,160」を「73,950」に、「38,760」を「48,450」に、「58,140」を「72,670」に、「76,500」を「95,620」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立府民ホール条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第50号

京都府立堂本印象美術館条例の一部を改正する条例

京都府立堂本印象美術館条例(平成3年京都府条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第7条関係)

区分		利用料金の上限の額	
一般観覧	一般の者	1人1回につき	580円
	65歳以上の者	1人1回につき	290円
	高校生又は大学生	1人1回につき	450円
	小学生又は中学生	1人1回につき	220円
特別観覧	一般の者	1人1回につき	2,000円
	65歳以上の者	1人1回につき	1,000円
	高校生又は大学生	1人1回につき	1,600円
	小学生又は中学生	1人1回につき	800円
熟覧、模写、模造、撮影又は原板利用	1点又は1点1日につき3,480円を超えない範囲内において規則で定める額		

別表の備考中5を8とし、4を7とし、3を5とし、その次に次のように加える。

- 6 この表に定める区分のほか、指定管理者は、65歳以上の者の一般観覧に係る年間利用料金を定めることができる。この場合における1人当たりの利用料金の上限の額は、当該者の当該区分に係る利用料金の額に4を乗じて得た額とする。

別表の備考中2を4とし、1を3とし、同表に備考の

1及び2として次のように加える。

- 1 この表(備考を含む。)において「一般観覧」とは、特別観覧以外の観覧をいう。
- 2 この表(備考を含む。)において「特別観覧」とは、知事が特に指定する観覧をいう。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立堂本印象美術館条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第51号

京都府立陶板名画の庭条例の一部を改正する条例

京都府立陶板名画の庭条例(平成6年京都府条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

- 3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

(1) 65歳未満の観覧者の利用料金 観覧者1人1回につき200円(京都府立植物園の使用料を併せて納付する観覧者にあつては、100円)

(2) 65歳以上の観覧者の利用料金 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める額

ア 1日の利用料金を定める場合 観覧者1人1回につき100円(京都府立植物園の使用料を併せて納付する観覧者にあつては、50円)

イ 年間利用料金を定める場合 観覧者1人1年につき400円

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立陶板名画の庭条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第52号

京都府立京都学・歴彩館条例の一部を改正する条例

京都府立京都学・歴彩館条例(平成28年京都府条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「6,120円」を「6,960円」に改める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。
 (利用料金の減免)
 第9条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
 別表大ホールの項中「40,900」を「46,620」に、「54,570」を「62,200」に、「61,400」を「69,990」に改め、同表小ホールの項中「15,300」を「17,440」に、「20,400」を「23,250」に、「22,950」を「26,160」に、「7,650」を「8,720」に、「10,200」を「11,620」に、「11,420」を「13,010」に改め、同表駐車場の項中「300円」を「340円」に、「1,200円」を「1,360円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた使用の承認に係る使用料については、この条例による改正後の京都府立京都学・歴彩館条例（以下「新条例」という。）第6条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第53号

京都府立体育館条例の一部を改正する条例

京都府立体育館条例（昭和46年京都府条例第21号）の一部を次のように改正する。
 別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

区 分		使用時間		午前9時から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで		午前9時から午後9時まで			
				円	円	円	円	円	円				
技 術 用 場	第 1 面	営 利 目 的 と し な い 場 合	アマチュアスポーツに使用する場 入場料を徴収しない場合	平 日	17,670	23,370	29,520	63,480	土曜日、日曜日 及 び 休 日	20,930	27,780	35,340	75,690
			その他の催物に使用する場 合	平 日	70,220	92,780	117,890	252,900	土曜日、日曜日 及 び 休 日	84,060	111,040	141,500	303,020
		営 利 目 的 と し な い 場 合	アマチュアスポーツに使用する場 入場料を徴収し、又はこれに類する 取扱いをする場 合	平 日	53,830	70,460	90,110	193,020	土曜日、日曜日 及 び 休 日	64,410	84,990	108,140	231,850
			その他の催物に使用する場 合	平 日	175,580	231,620	294,640	631,740	土曜日、日曜日 及 び 休 日	201,160	265,690	338,020	724,420
		部 分 使 用	営 利 目 的 と し な い 場 合	平 日	278,600	367,780	468,020	1,003,020	土曜日、日曜日 及 び 休 日	335,340	442,550	563,250	1,207,100
				部 分 使 用	5,810	7,430	9,530	20,460					

第 2 場	競 技 場	全 面 使 用	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	アマチュアスポーツに使用する場 入場料を徴収しない場合	平 日	6,970	9,170	11,740	25,110	
					土曜日、日曜日 及 び 休 日	8,360	11,160	14,060	30,340	
					その他の催物に使用する場 合	平 日	10,690	13,820	17,670	37,900
					土曜日、日曜日 及 び 休 日	12,660	16,730	21,150	45,460	
					アマチュアスポーツに使用する場 入場料を徴収し、又はこれに類する 取扱いをする場合	平 日	6,970	9,170	11,740	25,110
					土曜日、日曜日 及 び 休 日	8,360	11,160	14,060	30,340	
					その他の催物に使用する場 合	平 日	12,660	16,730	21,150	45,460
					土曜日、日曜日 及 び 休 日	15,230	20,100	25,450	54,870	
					営利を目的とする場 合	平 日	20,930	27,780	35,340	75,690
					土曜日、日曜日 及 び 休 日	25,690	33,940	43,250	92,670	
部 分 使 用						3,360	4,410	5,570	11,970	
会 議 室	第 1 会 議 室					2,550	3,360	3,360	8,250	
	第 2 会 議 室					4,410	6,970	6,970	16,620	
	第 1 競技場の全面使用との 併用使用					1,500	2,200	2,200	5,460	
	第 3 会 議 室					4,410	6,970	6,970	16,620	
	第 1 競技場の全面使用との 併用使用					1,500	2,200	2,200	5,460	
	第 4 会 議 室					1,500	1,740	1,740	4,650	
	第 5 会 議 室					2,320	2,660	2,660	6,970	
	第 6 会 議 室					1,160	1,270	1,270	3,480	
	第 7 会 議 室					1,160	1,270	1,270	3,480	
	第 8 会 議 室					1,160	1,270	1,270	3,480	
第 9 会 議 室					1,160	1,270	1,270	3,480		
第 10 会 議 室					2,320	2,660	2,660	6,970		

附 属 設 備	各附属設備ごとに、1 使用時間区分につき 6 万9,760円 (全日については、17万4,420円) を超えない範囲内において規則で定める額又は1 時間につき 2 万3,250円を超えない範囲内において規則で定める額
---------	--

別表の2の表トレーニング場（個人の使用に限る。）の項中「350円」を「400円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた使用の承認に係る使用料については、この条例による改正後の京都府立体育館条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

京都府条例第54号

京都府立京都スタジアム条例の一部を改正する条例

京都府立京都スタジアム条例（平成31年京都府条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

			使用区分	午前の部	午後の部	夜の部	全日	
			使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
区分	フィールド及びスタンド	入場料を徴収しない場合	アマチュアの活動に使用する場合	平日	円 40,010	円 53,350	円 66,690	円 144,090
				土曜日、日曜日及び休日	47,990	63,950	80,020	172,930
		入場料を徴収する場合	アマチュアの活動に使用する場合	平日	120,040	160,050	200,180	432,400
				土曜日、日曜日及び休日	144,090	192,090	240,190	518,810
	その他に使用する場合	アマチュアの活動に使用する場合	平日	400,360	533,740	667,240	1,441,300	
			土曜日、日曜日及び休日	480,390	640,560	800,730	1,729,600	

フ イ ー ル ド の み	入場料を 徴収しな い場合	アマチュア の活動に使 用する場合	平日	24,390	32,600	40,690	88,000
			土曜日、日曜日 及び休日	29,290	38,980	48,900	105,670
		その他に使 用する場合	平日	97,810	130,410	163,020	352,260
			土曜日、日曜日 及び休日	117,300	156,520	195,620	422,710
	入場料を 徴収する 場合	アマチュア の活動に使 用する場合	平日	73,300	97,810	122,320	264,130
			土曜日、日曜日 及び休日	88,000	117,300	146,710	317,030
		その他に使 用する場合	平日	244,640	326,150	407,660	880,760
			土曜日、日曜日 及び休日	293,550	391,360	489,280	1,056,890
ス タ ン ド の み	入場料を 徴収しな い場合	アマチュア の活動に使 用する場合	平日	19,950	26,670	33,280	72,040
			土曜日、日曜日 及び休日	23,940	31,920	40,010	86,410
		その他に使 用する場合	平日	80,020	106,700	133,380	288,190
			土曜日、日曜日 及び休日	95,980	128,020	160,050	345,870
	入場料を 徴収する 場合	アマチュア の活動に使 用する場合	平日	59,960	80,020	100,090	216,140
			土曜日、日曜日 及び休日	72,040	95,980	120,040	259,350
		その他に使 用する場合	平日	200,180	266,870	333,560	720,590
			土曜日、日曜日 及び休日	240,190	320,220	400,360	864,800

別表の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分	使用区分	午前の部	午後の部	夜の部	全日
	使用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
		円	円	円	円
会議室A		14,470	16,640	16,640	42,970
会議室B		7,410	8,430	8,430	21,770
会議室C		6,270	7,180	7,180	18,460
会議室D		5,810	6,610	6,610	17,100
会議室E		4,670	5,350	5,350	13,790
会議室F		3,070	3,530	3,530	9,120
会議室G		2,730	3,070	3,070	7,980
会議室H		1,930	2,160	2,160	5,580
会議室I		1,480	1,590	1,590	4,100
会議室J		1,140	1,250	1,250	3,190
特別会議室A		8,200	9,340	9,340	24,160
特別会議室B		5,810	6,610	6,610	17,100
特別会議室C		7,060	8,090	8,090	20,860
特別会議室D		63,610	73,070	73,070	188,780
記録室A		1,480	1,590	1,590	4,100
記録室B		1,140	1,250	1,250	3,190
入場券売場A		3,070	3,530	3,530	9,120
入場券売場B		1,480	1,710	1,710	4,330
実況放送室A		1,930	2,160	2,160	5,580
実況放送室B		1,140	1,250	1,250	3,190
売店A		7,860	9,000	9,000	23,250
売店B		3,870	4,440	4,440	11,400
ケータリングカースペース		3,870	4,440	4,440	11,400
コンコース	1平方メートル1時間につき 6円				
スポーツライミング施設	1人1時間につき 1,710円				
駐車場	1台1時間につき 340円				
附属設備	各附属設備ごとに、1使用時間区分83万円を超えない範囲内において規則で定める額				

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の京都府立京都スタジアム条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第55号

京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例の一部を改正する条例

京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例（昭和23年京都府条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ア中「22,440円」を「24,570円」に改め、同号イ中「8,770円」を「9,600円」に改め、同項第2号中「7,540円」を「8,250円」に改め、同条第2項中「前項各号に掲げる」を「第1項に規定する」に改め、同条中同項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項に規定する手数料は、規則で定めるものを除くほか、申請の際に納付しなければならない。
- 3 既納の手数料は、還付しない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例第10条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第56号

動物の飼養管理と愛護に関する条例の一部を改正する条例

動物の飼養管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「1万5,300円」を「1万6,750円」に改め、同項第2号中「1万1,220円」を「1万2,280円」に改め、同条第2項中「6,120円」を「6,700円」に改め、「現金で」を削り、同条に次の2項を加える。

- 3 前2項に規定する手数料は、規則で定めるものを除くほか、申請等の際に納付しなければならない。
- 4 既納の手数料は、還付しない。ただし、法令に特別の定めがある場合においては、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の動物の飼養管理と愛護に関する条例第15条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第57号

興行場の設置場所の基準等に関する条例の一部を改正する条例

興行場の設置場所の基準等に関する条例（昭和59年京都府条例第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「16,320円」を「17,870円」に改め、同項第2号中「10,200円」を「11,160円」に改め、同条第2項中「前項各号に掲げる」を「第1項に規定する」に改め、同条中同項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項に規定する手数料は、規則で定めるものを除くほか、申請の際に納付しなければならない。
- 3 既納の手数料は、還付しない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の興行場の設置場所の基準等に関する条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第58号

化製場等の構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

化製場等の構造設備の基準等に関する条例（昭和59年京都府条例第63号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「24,480円」を「26,800円」に改め、同項第2号中「15,300円」を「16,750円」に改め、同項第3号中「7,650円」を「8,370円」に改め、同条第2項中「前項各号に掲げる」を「第1項に規定する」に改め、同条中同項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項に規定する手数料は、規則で定めるものを除くほか、申請の際に納付しなければならない。
- 3 既納の手数料は、還付しない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の化製場等の構造設備の基準等に関する条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第59号

公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例（昭和63年京都府条例第11号）の一部を次のように改正する。

- 第5条第1項中「2万2,440円」を「2万4,570円」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同条中同項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。
- 2 前項に規定する手数料は、規則で定めるものを除くほか、申請の際に納付しなければならない。
 - 3 既納の手数料は、還付しない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第60号

食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置の基準等に関する条例（平成12年京都府条例第5号）の一部を次のように改正する。

- 第5条第1項中「規定による」を削り、「15万3,000円」を「16万7,530円」に改め、同条第2項中「規定による」を削り、「9万1,800円」を「10万520円」に改め、同条第3項第1号中「2万1,420円」を「2万3,450円」に改め、同項第2号中「1万6,110円」を「1万7,640円」に改め、同条第4項中「前項各号に掲げる」を「第3項に規定する」に改め、同条中同項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。
- 4 前3項に規定する手数料は、規則で定めるものを除くほか、申請の際に納付しなければならない。
 - 5 既納の手数料は、還付しない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置の基準等に関する条例第5条第1項から第3項までの規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第61号

理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例

理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例（平成12年京都府条例第6号）の一部を次のように改正する。

- 第5条第1項中「1万6,320円」を「1万7,870円」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同条中同項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。
- 2 前項に規定する手数料は、規則で定めるものを除くほか、同項の検査の申請の際に納付しなければならない。
 - 3 既納の手数料は、還付しない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第62号

美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例

美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例（平成12年京都府条例第7号）の一部を次のように改正する。

- 第5条第1項中「1万6,320円」を「1万7,870円」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同条中同項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。
- 2 前項に規定する手数料は、規則で定めるものを除くほか、同項の検査の申請の際に納付しなければならない。
 - 3 既納の手数料は、還付しない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第63号

京都府衛生検査等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

京都府衛生検査等使用料及び手数料条例（昭和51年京都府条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 別表の項目の欄に掲げる衛生検査等 当該衛生検査等の項目ごとにそれぞれ同表の金額の欄に定める額を超えない範囲内において規則で定める額
- イ その他のもの 実費相当額として規則で定める額

別表の1の項中「次項」を「2の項」に、「1,020」を「1,110」に、「大腸菌群」を「大腸菌又は大腸菌群」に、「2,040」を「2,230」に改め、同表の2の項中「(鮮度の判定)」を「又は」に、「1,630」を「1,780」に、「3,570」を「3,900」に、「豆類」を「豆類又は」に、「2,950」を「3,230」に、「1,530」を「1,670」に、「810」を「880」に、「サツカリン」を「サッカリン」に改め、同表の3

の項中「1,020」を「1,110」に、「薄層クロマトグラフ」を「薄層クロマトグラフ又は」に、「1,530」を「1,670」に、「2,850」を「3,120」に改め、同表の4の項中「(平成4年厚生省令第69号)」を「(平成15年厚生労働省令第101号)」に、「44,470」を「48,690」に改め、同表の5の項中「132,600」を「145,190」に改め、同表の6の項中「1,020」を「1,110」に、「2,950」を「3,230」に改め、同表の7の項中「510」を「550」に、「1,020」を「1,110」に、「1,630」を「1,780」に、「3,570」を「3,900」に改め、同表の8の項中「510」を「550」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府衛生検査等使用料及び手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第64号

京都府立総合社会福祉会館条例の一部を改正する条例

京都府立総合社会福祉会館条例（平成7年京都府条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

使用区分		使用時間		
		午前の部	午後の部	夜の部
会議室等		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
会議室	大会議室	円 25,340	円 29,650	円 33,830
	第1会議室	3,830	4,410	5,100
	第2会議室	3,600	4,180	4,870
	第3会議室	5,460	6,390	7,200
	第4会議室	6,270	7,310	8,360
	第5会議室	11,500	13,370	15,340
	視聴覚室	7,550	8,830	10,110
附属設備		各附属設備ごとに、1使用時間区分1万円を超えない範囲内において規則で定める額		

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立総合社会福祉会館条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第65号

京都府立心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

京都府立心身障害者福祉センター条例（昭和52年京都府条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号及び第2号中「1,220円」を「4,400円」に改め、同項第3号中「2,040円」を「4,400円」に改め、同項第4号中「3,570円」を「7,700円」に改め、同項第5号ア中「510円」を「2,200円」に改め、同号イ中「2,040円」を「5,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立心身障害者福祉センター条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第66号

京都府立舞鶴子ども療育センター条例の一部を改正する条例

京都府立舞鶴子ども療育センター条例（昭和54年京都府条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号及び第2号中「1,220円」を「4,400円」に改め、同条第3号中「2,040円」を「4,400円」に改め、同条第4号中「3,570円」を「7,700円」に改め、同条第5号ア中「510円」を「2,200円」に改め、同号イ中「2,040円」を「5,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立舞鶴子ども療育センター条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第69号

京都府立青少年海洋センター条例の一部を改正する条例

京都府立青少年海洋センター条例（昭和57年京都府条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条中「ときは」の右に「、規則で定めるところにより」を加える。

別表の1の表小学校の児童の項中「710円」を「800円」に改め、同表中学校の生徒の項中「910円」を「1,030円」に改め、同表高等学校又は高等専門学校の子生又は学生の項中「1,220円」を「1,390円」に改め、同表一般の者の項中「2,340円」を「2,660円」に改め、同表の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

京都府条例第67号

京都府精神保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例

京都府精神保健福祉総合センター条例（昭和57年京都府条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号ア中「1,220円」を「4,400円」に改め、同号イ中「3,570円」を「7,700円」に改め、同号ウ(ア)中「510円」を「2,200円」に改め、同号ウ(イ)中「2,040円」を「5,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府精神保健福祉総合センター条例第3条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第68号

京都府立こども発達支援センター条例の一部を改正する条例

京都府立こども発達支援センター条例（平成15年京都府条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号及び第2号中「1,220円」を「4,400円」に改め、同項第3号中「2,040円」を「4,400円」に改め、同項第4号中「3,570円」を「7,700円」に改め、同項第5号ア中「510円」を「2,200円」に改め、同号イ中「2,040円」を「5,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立こども発達支援センター条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

施設等	使用時間		午前の部		午後の部		夜の部		全 日	
	使用形態		午前9時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後6時から 午後9時まで		午前9時から 午後9時まで	
	A	B	A	B	A	B	A	B		
講堂	円 2,660	円 5,340	円 3,360	円 6,730	円 3,360	円 6,730	円 8,480	円 16,970		
第1研修室	1,030	2,080	1,390	2,780	1,390	2,780	3,480	6,970		
第2研修室	1,030	2,080	1,390	2,780	1,390	2,780	3,480	6,970		
第3研修室	690	1,390	920	1,850	920	1,850	2,320	4,650		
第4研修室	690	1,390	920	1,850	920	1,850	2,320	4,650		
附属設備	各附属設備ごとに、1使用時間区分1万円を超えない範囲内において規則で定める額									

別表の3の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分		利用料金の上限の額		
野外炊事施設	児童等	1人1回につき	280円	
	一般の者	1人1回につき	500円	
	団体	児童等	1人1回につき	220円
		一般の者	1人1回につき	410円
トレーニング場	児童等	1人1回につき	170円	
	一般の者	1人1回につき	280円	
	団体	児童等	1人1回につき	130円
		一般の者	1人1回につき	220円
ボルダリング場	児童等	1人1回につき	220円	
	一般の者	1人1回につき	390円	
	団体	児童等	1人1回につき	180円
		一般の者	1人1回につき	310円
フィールドアスレチックコース	児童等	1人1回につき	220円	
	一般の者	1人1回につき	390円	
	団体	児童等	1人1回につき	180円
		一般の者	1人1回につき	310円

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の京都府立青少年海洋センター条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第70号

京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例の一部を改正する条例

京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例（昭和24年京都府条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号ア及びイ中「1,220円」を「4,400円」に改め、同号ウ中「2,040円」を「4,400円」に改め、同号エ中「3,570円」を「7,700円」に改め、同号オ(ア)中「510円」を「2,200円」に改め、同号オ(イ)中「2,040円」を「5,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例第3条第3号の規定は、こ

の条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第71号

京都府立勤労者福祉会館条例の一部を改正する条例

京都府立勤労者福祉会館条例（昭和57年京都府条例第6号）の一部を次のように改正する。
別表の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分			使用時間		
			午 前 の 部	午 後 の 部	夜 の 部
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで
体 育 館	全 面 使 用	平 日	円 4,870	円 6,040	円 7,200
		土曜日、日曜日 及び休日	5,810	7,310	8,480
	部 分 使 用	2,320	2,780	3,360	
	個 人 使 用	280	280	280	
第 1 会 議 室			4,410	5,230	6,040
第 2 会 議 室			1,390	1,610	1,850
第 3 会 議 室			1,610	1,850	2,200
第 4 会 議 室			1,850	2,320	2,660
テニスコート	平 日		4,060	5,460	—
	土曜日、日曜日 及び休日		4,870	6,500	—
附 属 設 備			各附属設備ごとに、1使用時間区分1万円を超えない範囲内において規則で定める額		

別表の3の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分			使用時間		
			午 前 の 部	午 後 の 部	夜 の 部
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで
体 育 館	全 面 使 用	平 日	円 4,870	円 6,040	円 7,200
		土曜日、日曜日 及び休日	5,810	7,310	8,480
	部 分 使 用	2,320	2,780	3,360	
	個 人 使 用	280	280	280	
第 1 会 議 室			1,390	1,500	1,610
第 2 会 議 室			2,200	2,430	2,780

第 3 会 議 室	920	1,030	1,160
第 4 会 議 室	800	920	1,030
第 5 会 議 室	1,390	1,500	1,610
第 6 会 議 室	1,500	1,610	1,740
第 7 会 議 室	800	920	1,030
大 会 議 室	4,650	5,460	6,150
附 属 設 備	各附属設備ごとに、1使用時間区分1万円を超えない範囲内において規則で定める額		

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の京都府立勤労者福祉会館条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第72号

京都府立けいはんなホール条例の一部を改正する条例

京都府立けいはんなホール条例（平成20年京都府条例第26号）の一部を次のように改正する。
別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分		使用区分	午前の部	午後の部	夜の部	摘要
		使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	
メ イ ン ホ ー ル	全面使用		183,140円	256,390円	219,760円	
	部分使用		69,760円	97,670円	83,720円	
大楽屋			6,970円	9,300円	8,720円	
中楽屋			3,480円	4,650円	3,710円	
小楽屋			1,740円	2,320円	1,850円	
イ ベ ン ト ホ ー ル	全面使用		146,510円	204,650円	175,810円	
	部分 使用	イベント ホール1	81,970円	114,760円	98,370円	
		イベント ホール2	55,570円	77,780円	66,730円	
大 会 議 室	全面使用		2時間につき		139,650円	
	部分使用		2時間につき		69,760円	
中 会 議 室	全面使用		2時間につき		41,860円	
	部分使用		2時間につき		20,930円	
小会議室			2時間につき		8,720円	
ギャラリー					23,250円	午前9時から 午後5時まで
附属設備			各附属設備ごとに、1日につき3万6,620円を超えない範囲内において規則で定める額			

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立けいはんなホール条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第73号

京都府種畜種付け手数料徴収条例の一部を改正する条例

京都府種畜種付け手数料徴収条例（昭和39年京都府条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条の表自然交配の項中「2,040」を「2,140」に改め、同表精液注入の項中「810」を「850」に、「1,420」を「1,490」に改め、同表家畜受精卵移植の項中「15,300」を「16,060」に改める。

第5条中「1万200円」を「1万710円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府種畜種付け手数料徴収条例第2条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第74号

京都府家畜種雄検査及び検査手数料条例の一部を改正する条例

京都府家畜種雄検査及び検査手数料条例（昭和25年京都府条例第6号）の一部を次のように改正する。

第14条中「、1頭につき710円」を「として1頭につき740円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府家畜種雄検査及び検査手数料条例第14条の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第75号

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例（昭和30年京都府条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次」を「、次」に改め、同条第3号中「200円」を「210円」に改め、同条第4号中「1,220円」を「1,280円」に改め、同条第5号ア中「810円」を「850円」に改め、同号イ中「1,420円」を「1,490円」に改め、同条第6号中「15,300円」を「16,060円」に改める。

第4条第2項中「1万200円」を「1万710円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例第2条及び第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に実施される検査等に係る使用料及び手数料について適用し、同日前に実施された検査等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第76号

京都府立府民の森条例の一部を改正する条例

京都府立府民の森条例（平成12年京都府条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表木工研修館の項中「100円」を「110円」に、「150円」を「170円」に、「300円」を「340円」に改め、同表宿泊施設の項中「2,440円」を「2,780円」に、「2,750円」を「3,130円」に、「3,060円」を「3,480円」に、「15,300円」を「17,440円」に改め、同表キャンプ場の項中「5,610円」を「7,580円」に、「5,100円」を「6,910円」に、「3,570円」を「4,840円」に、「3,060円」を「4,140円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立府民の森条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第77号

京都府屋外広告物条例の一部を改正する条例

京都府屋外広告物条例（昭和28年京都府条例第30号）の一部を次のように改正する。

第16条の25第1項中「1,020円」を「1,070円」に、「510

円」を「530円」に改め、同条第2項中「1万円」を「1万500円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の京都府屋外広告物条例第16条の25第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第78号

京都府立都市公園条例の一部を改正する条例

京都府立都市公園条例（昭和33年京都府条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表の2の（その3）の表行商、募金、案内その他これらに類するものの項中「190」を「210」に改め、同表写真の撮影の項中「1,930」を「2,200」に改め、同表映画の撮影の項中「15,300」を「17,440」に改め、同表集会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類するものの開催の項中「12」を「13」に改め、別表の3の表中「350」を「390」に、「960」を「1,090」に、「1,930」を「2,200」に、「2,340」を「2,660」に改め、同表京都府立鴨川公園出雲路橋運動場の項中「250」を「280」に、「710」を「800」に、「1,420」を「1,610」に、「1,730」を「1,970」に改め、別表の4の（その1）の表競技場の項中「7,140」を「8,130」に、「9,480」を「10,800」に、「11,830」を「13,480」に、「25,600」を「29,180」に、「28,450」を「32,430」に、「37,940」を「43,250」に、「47,430」を「54,070」に、「102,400」を「116,730」に、「14,280」を「16,270」に、「18,970」を「21,620」に、「23,760」を「27,080」に、「51,300」を「58,480」に、「56,910」を「64,870」に、「75,880」を「86,500」に、「94,860」を「108,140」に、「204,910」を「233,590」に、「3,570」を「4,060」に、「4,790」を「5,460」に、「5,910」を「6,730」に、「12,850」を「14,640」に、「2,340」を「2,660」に、「3,060」を「3,480」に、「3,870」を「4,410」に、「8,360」を「9,530」に、「1,220」を「1,390」に、「1,530」を「1,740」に、「1,930」を「2,200」に、「4,180」を「4,760」に、「250」を「280」に、「660」を「750」に改め、同表相撲場の項中「2,040」を「2,320」に、「2,650」を「3,020」に、「6,630」を「7,550」に、「100」を「110」に、「250」を「280」に改め、同表テニスコートの項中「3,360」を「3,900」に、「4,480」を「5,200」に、「4,690」を「5,400」に、「11,220」を「12,800」に改め、同表会議室の項中「910」を「1,030」に、「1,220」を「1,390」に、「3,060」を「3,480」に、「350」を「390」に、「450」を「510」に、「1,120」を「1,270」に、「610」を「690」に、「810」を「920」に、「2,040」を「2,320」に、「250」を「280」に、「860」を「980」に改め、別表の4の（その2）の表プールの項中「610円」を「700円」に、「450円」を「550円」に、「300円」を「350円」に、「150円」を「200円」に、「11,830円」を「13,480円」に改め、同表プールガーデンの項中「910円」を「1,030円」に改め、別表の4の（その3）の表駐車場の項中「300円」を「400円」に、「100円」を「200円」に改め、別表の5の（その1）の表球技場の項中「5,500」を「6,270」に、「7,340」を「8,360」に、「11,620」を「13,240」に、「3,360」を「3,830」に、「4,590」を「5,230」に改め、別表の5の（その2）の表テニスコートの項中「2,040」を「2,320」に、「2,650」を「3,020」に、「3,160」を「3,600」に、「7,030」を「8,010」に改め、別表の5の（その3）の表駐車場の項中「1,530円」を「1,700円」に、「400円」を「500円」に改め、別表の6の（その1）の表第2競技場の項中「7,140」を「8,130」に、「9,480」を「10,800」に、「14,990」を「17,080」に改め、同表第1野球場の項中「14,280」を「16,270」に、「18,970」を「21,620」に、「29,880」を「34,060」に改め、同表第2野球場の項中「10,710」を「12,200」に、「14,280」を「16,270」に、「22,540」を「25,690」に改め、同表第3野球場の項及び第4野球場の項中「7,140」を「8,130」に、「9,480」を「10,800」に、「14,990」を「17,080」に改め、同表第5野球場の項中「3,570」を「4,060」に、「4,790」を「5,460」に、「7,540」を「8,590」に改め、同表5メートルプールの項中「26,720」を「30,460」に、「35,700」を「40,690」に、「56,100」を「63,950」に、「3,360」を「3,830」に、「4,480」を「5,100」に、「7,030」を「8,010」に改め、同表25メートルプールの項中「13,360」を「15,230」に、「17,850」を「20,340」に、「28,050」を「31,970」に、「2,340」を「2,660」に、「3,160」を「3,600」に、「4,990」を「5,680」に改め、同表多目的ジムの項中「2,950」を「3,360」に、「3,970」を「4,520」に、「6,220」を「7,090」に、「1,530」を「1,740」に、「2,040」を「2,320」に、「3,260」を「3,710」に改め、同表弓道場の項中「2,440」を「2,780」に、「3,260」を「3,710」に、「5,100」を「5,810」に改め、同表野外ステージの項中「1,730」を「1,970」に、「2,340」を「2,660」に、「3,670」を「4,180」に改め、同表会議室の項中「1,020」を「1,160」に、「1,420」を「1,610」に、「2,240」を「2,550」に改め、同表附属設備の項中「2万3,460円」を「2万6,740円」に改め、別表の6の（その2）の表陸上競技場の項中「14,280」を「16,270」に、「18,970」を「21,620」に、「21,620」を「24,640」に、「49,360」を「56,270」に改め、同表メインアリーナの項中「14,170」を「16,150」に、「18,870」を「21,510」に、「23,560」を「26,850」に、「51,000」を「58,140」に、「56,710」を「64,640」に、「75,480」を「86,040」に、「94,240」を「107,430」に、「204,000」を「232,560」に、「28,350」を「32,310」に、「37,740」を「43,020」に、「47,120」を「53,710」に、「102,000」を「116,280」に、「113,420」を「129,290」に、「150,960」を「172,090」に、「188,490」を「214,870」に、「408,000」を「465,120」に、「7,140」を「8,130」に、「9,480」を「10,800」に、「11,830」

を「13,480」に、「25,500」を「29,070」に、「4,690」を「5,340」に、「6,320」を「7,200」に、「7,850」を「8,940」に、「17,030」を「19,410」に、「2,340」を「2,660」に、「3,160」を「3,600」に、「3,970」を「4,520」に、「8,460」を「9,640」に改め、同表サブアリーナの項中「3,970」を「4,520」に、「5,300」を「6,040」に、「6,520」を「7,430」に、「14,280」を「16,270」に、「15,910」を「18,130」に、「21,210」を「24,170」に、「26,110」を「29,760」に、「57,120」を「65,110」に、「7,950」を「9,060」に、「10,600」を「12,080」に、「13,050」を「14,870」に、「28,560」を「32,550」に、「31,820」を「36,270」に、「42,430」を「48,370」に、「52,220」を「59,530」に、「114,240」を「130,230」に改め、同表球技場の項中「10,710」を「12,200」に、「14,280」を「16,270」に、「20,900」を「23,820」に、「41,310」を「47,090」に、「42,840」を「48,830」に、「57,120」を「65,110」に、「83,600」を「95,300」に、「165,210」を「188,330」に、「5,300」を「6,040」に、「7,140」を「8,130」に、「10,450」を「11,910」に、「20,610」を「23,490」に、

「

6,000	8,000	6,000	18,000
-------	-------	-------	--------

」を「

6,840	9,120	6,840	20,520
-------	-------	-------	--------

」に、「1,500」を「1,710」に、「2,000」

を「2,280」に、「4,500」を「5,130」に改め、同表屋根付きテニスコートの項中「3,570」を「4,060」に、「4,690」を「5,340」に、「4,890」を「5,570」に、「11,830」を「13,480」に改め、同表その他のテニスコートの項中「3,360」を「3,830」に、「4,480」を「5,100」に、「4,690」を「5,340」に、「11,220」を「12,790」に改め、別表の6の（その3）の表飛び込みプールの項中「2,240円」を「2,550円」に改め、別表の6の（その4）の表中

「

1回につき 350円
1回につき 250円
1回につき 150円

」を「

1回につき 390円
1回につき 280円
1回につき 170円

」に改め、同表25メートルプールの項中「450円」を「510円」に、

「350円」を「390円」に、「250円」を「280円」に改め、同表ファミリープールの項中「1,020円」を「1,200円」に、「710円」を「850円」に、「450円」を「550円」に、「100円」を「150円」に改め、同表弓道場の項中「400円」を「450円」に、「300円」を「340円」に、「200円」を「220円」に改め、同表駐車場の項中「1,530円」を「1,700円」に、「400円」を「500円」に改め、別表の7の（その1）の表キャンプ場の項中「2,040円」を「2,320円」に改め、別表の7の（その2）の表研修室の項中「2,750」を「3,130」に、「3,770」を「4,290」に、「4,590」を「5,230」に、「9,990」を「11,380」に、「1,420」を「1,610」に、「1,930」を「2,200」に、「2,340」を「2,660」に、「4,990」を「5,680」に改め、別表の7の（その3）の表宿泊施設の項中「3,870円」を「4,410円」に、「3,460円」を「3,940円」に、「3,060円」を「3,480円」に、「1,730円」を「1,970円」に改め、別表の8の（その1）の表庭園の項中

「

一般の者	1人1回につき 200円
------	--------------

」を「

一般の者	1人1回につき 220円
65歳以上の者	1人1回につき 110円

」に、「100円」を「110円」

に改め、同表の備考に次のように加える。

4 この表に定める区分のほか、指定管理者は、65歳以上の者の使用に係る年間利用料金を定めることができる。この場合における1人当たりの利用料金の上限の額は、当該者の区分に係る利用料金の額に4を乗じて得た額とする。

5 徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨てる。

別表の8の（その2）の表展示室の項中「7,650円」を「8,720円」に改め、別表の8の（その3）の表研修室の項中「1,830」を「2,080」に、「2,550」を「2,900」に、「3,970」を「4,520」に改め、別表の8の（その4）の表駐車場の項中「1,530円」を「1,700円」に、「400円」を「500円」に改め、別表の9の（その1）の表陸上競技場の項中「5,610」を「6,390」に、「7,440」を「8,480」に、「11,730」を「13,370」に改め、同表バレーボールコートの項中「810」を「1,200」に、「1,020」を「1,600」に、「1,630」を「2,700」に改め、同表軟式野球場の項中「1,220」を「1,390」に、「1,530」を「1,740」に、「2,440」を「2,780」に改め、同表球技場の項中「4,180」を「4,760」に、「5,610」を「6,390」に、「8,770」を「9,990」に、「2,140」を「2,430」に、「2,750」を「3,130」に、「4,380」を「4,990」に改め、同表の備考の4中「及び（その3）」を「（その3）及び（その4）」に改め、別表の9の（その2）の表体育館の項中「4,480」を「5,100」に、「5,910」を「6,730」に、「7,440」を「8,480」に、「16,010」を「18,250」に、「5,300」を「6,040」に、「7,140」を「8,130」に、「8,970」を「10,220」に、「19,170」を「21,850」に、「2,140」を「2,430」に、「2,850」を「3,240」に、「3,570」を「4,060」に、「7,540」を「8,590」に改め、同表補助競技場の項中「2,850」を「3,240」に、「3,770」を「4,290」に、「5,710」を「6,500」に、「11,110」を「12,660」に改め、同表テニスコートの項中「810」を「1,200」に、「1,020」を「1,600」に、「1,220」を「1,500」に、「2,750」を「4,100」に改め、同表研修室の項中「1,530」を「1,740」に、「2,040」を「2,320」に、「5,100」を「5,810」に、「760」を「860」に、「1,020」を「1,160」に、「2,550」を「2,900」に改め、同表の備考に次のように加える。

4 体育館の冷暖房施設を使用するときは、実費相当額を加算することができる。

別表の9の(その3)の表中

1回につき	250円
1回につき	150円

を

1回につき	280円
1回につき	170円

に改め、同表体育館の項中「250

円」を「280円」に、「660円」を「750円」に改め、同表プールの項中「710円」を「850円」に、「510円」を「600円」に、「300円」を「350円」に、「100円」を「150円」に改め、同表パターゴルフの項中「510円」を「580円」に、「300円」を「340円」に改め、同表トレーニング場の項中「300円」を「340円」に、「150円」を「170円」に改め、別表の9の(その4)の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分		利用料金の上限の額	
宿泊施設	浴室付き 2名定員洋室	一般の者	1人1泊につき 5,500円
		大学生	1人1泊につき 4,700円
		高校生	1人1泊につき 2,200円
		小学生又は中学生	1人1泊につき 1,100円
	浴室付き 4名定員洋室	一般の者	1人1泊につき 5,000円
		大学生	1人1泊につき 4,200円
		高校生	1人1泊につき 2,000円
		小学生又は中学生	1人1泊につき 1,000円
	その他の 4名定員洋室	一般の者	1人1泊につき 4,800円
		大学生	1人1泊につき 4,000円
		高校生	1人1泊につき 1,800円
		小学生又は中学生	1人1泊につき 800円
	4名定員和室 8名定員和室 12名定員和室	一般の者	1人1泊につき 3,400円
		大学生	1人1泊につき 3,000円
		高校生	1人1泊につき 1,300円
		小学生又は中学生	1人1泊につき 700円

別表の9の(その4)の表の備考に次のように加える。

3 次に掲げる場合の利用料金の上限の額は、この表に定める額にそれぞれに定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、当該額の算定の基礎となる宿泊者の数には、学齢に達しないものの数を含まない。

- (1) 浴室付き2名定員洋室に1人で宿泊する場合、浴室付き4名定員洋室、その他の4名定員洋室若しくは4名定員和室に2人で宿泊する場合、8名定員和室に3人若しくは4人で宿泊する場合又は12名定員和室に4人以上6人以下で宿泊する場合 100分の120
- (2) 浴室付き4名定員洋室、その他の4名定員洋室若しくは4名定員和室に1人で宿泊する場合、8名定員和室に1人若しくは2人で宿泊する場合又は12名定員和室に3人以下で宿泊する場合 100分の140

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた使用の承認に係る使用料については、この条例による改正後の京都府立都市公園条例(以下「新条例」という。)別表の2及び3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第79号

京都府立府民スポーツ広場条例の一部を改正する
条例

京都府立府民スポーツ広場条例（平成2年京都府条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1グラウンドの項中「7,140」を「8,130」に、「9,180」を「10,460」に、「14,280」を「16,270」に改め、同表第2グラウンドの項及び第3グラウンドの項中「9,180」を「10,460」に、「12,240」を「13,950」に、「19,380」を「22,090」に、「5,610」を「6,390」に、「7,650」を「8,720」に改め、同表会議室の項中「610」を「690」に、「810」を「920」に、「1,220」を「1,390」に、「300」を「340」に、「400」を「450」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立府民スポーツ広場条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例

により行うことができる。

京都府条例第80号

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を
改正する条例

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年京都府条例第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第1号中「34,680円」を「36,410円」に改め、同条第2号中「28,560円」を「29,980円」に改め、同条第3号中「23,460円」を「24,630円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第16条の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府条例第81号

京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例の一部を改正する条例

京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例（平成21年京都府条例第53号）の一部を次のように改正する。
別表第1の1の表岸壁及び栈橋の項を次のように改める。

岸壁及び栈橋	1 短時間使用（1回の係留時間が2時間未満となるときの使用をいう。） 総トン数1トンにつき1回	2.33円	1.57円
	2 その他の使用 総トン数1トンにつき係留時間24時間までごとに	4.66円	3.14円

別表第1の1の表物揚場の項中「1.33円」を「1.51円」に、「0.76円」を「0.86円」に、「2.66円」を「3.03円」に、「1.42円」を「1.61円」に、「67.61円」を「77.07円」に、「36.19円」を「41.25円」に改め、同表係船浮標及び係船くいの中「1.04円」を「1.18円」に、「0.57円」を「0.64円」に改め、同表小型船舶用係留施設の項中「3,140円」を「3,570円」に改め、同表上屋の項中「18.67円」を「21.28円」に、「560円」を「630円」に、「16.19円」を「18.45円」に、「470円」を「530円」に、「10.47円」を「11.93円」に、「340円」を「380円」に、「330円」を「370円」に、「17.14円」を「19.53円」に、「520円」を「590円」に改め、同表旅客上屋の項中「42円」を「48円」に、「1,270円」を「1,440円」に改め、同表管理棟の項中「2,050円」を「2,330円」に改め、同表起重機の項を次のように改める。

	1 第2ふ頭軌道走行式起重機 (1) 一般使用 1基につき30分	6,550円	—
	(2) 専用使用		

起重機	1 基につき1月	1,447,000円	—
	2 舞鶴国際ふ頭軌道走行式起重機		
	(1) 一般使用		
	1 基につき30分	7,900円	—
	(2) 専用使用		
	1 基につき1月	1,785,000円	—
	3 移動式起重機		
	(1) 一般使用		
	1 基につき30分	4,050円	—
	(2) 専用使用		
1 基につき1月	1,054,000円	—	
4 軌道走行式橋形起重機			
一般使用			
1 基につき30分	24,100円	—	

別表第1の1の表水面貯木場の項中「12.38円」を「14.11円」に改め、同表船舶給水施設の項中「48.57円」を「55.36円」に改め、別表第1の2の表くん蒸設備の項中「6,730円」を「7,670円」に改める。

別表第2の表行商、募金、案内その他これらに類するものの項中「180円」を「200円」に改め、同表業として写真の撮影を行うものの項中「1,800円」を「2,050円」に改め、同表映画の撮影の項中「14,200円」を「16,180円」に改め、同表集会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類するものの開催の項中「11.42円」を「13.01円」に、「22.84円」を「26.02円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた通常使用の承認又は目的外使用の許可に係る使用料については、この条例による改正後の京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

京都府条例第82号

京都府立少年自然の家条例の一部を改正する条例

京都府立少年自然の家条例（昭和58年京都府条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「ときは」の右に「、教育委員会規則で定めるところにより」を加える。

別表宿泊室の項中「300円」を「340円」に、「510円」を「580円」に、「1,020円」を「1,160円」に改め、同表キャンプ場の項中「200円」を「220円」に、「350円」を「380円」に、「710円」を「790円」に改め、同表プレイホールの項中「2,550円」を「2,900円」に改め、同表研修室の項及びクラフト室の項中「2,040円」を「2,320円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立少年自然の家条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府条例第83号

京都府立郷土資料館条例の一部を改正する条例

京都府立郷土資料館条例（昭和57年京都府条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項ただし書中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項中「場合は」の右に「、教育委員会で定めるところにより」を加える。

別表の1の表を次のように改める。

区分		観覧料
普通展示	展示室入場券	1人1回220円以内で教育委員会規則で定める額
	年間パスポート（65歳以上の者に対し郷土資料館ごとに発行されるものに限る。）	1人1年につき65歳以上の者が1人で観覧する場合に適用される普通展示の観覧料の額の4倍を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額
特別展示	展示室入場券	1人1回280円以内で教育委員会規則で定める額

備考 1 この表（備考を含む。）において「普通展示」とは、郷土資料館が主催する展示で特別展示以外のものをいう。

2 この表（備考を含む。）において「特別展示」とは、郷土資料館が主催する展示で教育委員会が指定するものをいう。

3 この表において「年間パスポート」とは、その発行を受けた者及び郷土資料館に限り、その使用を開始する日から起算して1年間、開館時間中に当該郷土資料館の普通展示を観覧することができる入場券をいう。

別表の2の表使用者が料金を徴収する展示の場合の項中「16,010円」を「18,250円」に改め、同表使用者が料金を徴収しない展示の場合の項中「9,580円」を「10,920円」に改め、別表の3の表を次のように改める。

区分		使用区分	午前の部	午後の部	全日
		使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30分 まで	午前9時から 午後4時30分 まで
京都府立山城 郷土資料館	第1研修室		4,650円	4,650円	8,370円
	第2研修室		2,430円	2,430円	4,370円
京都府立丹後 郷土資料館	第1研修室		4,650円	4,650円	8,370円
	第2研修室		2,430円	2,430円	4,370円

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた使用の承認に係る使用料については、この条例による改正後の京都府立郷土資料館条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。